

制定すべき条例の趣旨と基準について

1 条例の趣旨

(1) 地域型保育事業（家庭的保育事業者等）の設備及び運営に関する基準

新制度における地域型保育事業とされる家庭的保育事業者等（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の認可基準を定めるものです。

(ア) 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員 5 人以下）を対象にきめ細かな保育を実施する事業。

(イ) 小規模保育事業

少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施し、職員の資格要件、配置基準等に応じて、小規模保育事業（A・B・C 型）の 3 類型で実施する事業。

(ウ) 居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、子の居宅等において 1 対 1 を基本とする保育を実施する事業。

(エ) 事業所内保育事業

事業所が設置する主として従業員のための保育施設であり、従業員の子どもと地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する事業。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

「教育・保育施設」は、認定こども園、幼稚園及び保育所を指し、「地域型保育事業」は、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の各事業を指します。

上記の施設又は事業が、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けていることを前提に、施設又は事業者からの申請に基づき、市の計画に照らし給付の対象になることを確認し、給付による財政支援の対象とすることとなります。

(3) 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準

保護者の申請に対し、支給認定（保育の必要性の認定）をしたうえで、支給を行うためのものです。

2 国の基準と市の基準の関係

今回制定すべき市の条例は、国の政省令で示される基準（条例で定めるべき内容及びそれらを規定するに当たって従うべきか参酌すべきかの別）を踏まえ定めることとされています。

(1) 「従うべき基準」

適合しなければならない基準。条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」等

(2) 「参酌すべき基準」

十分参照したうえで判断しなければならない基準。条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照し、これによることの妥当性を検討したうえで判断しなければならない。法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

「保育室及び園面積（面積基準）」などその他の事項

3 基準の詳細について

次回の保育・教育部会において協議予定

4 基準の基本的な考え方

基準の策定に当たっては、国の基準を基本と捉え、保育の質を確保するため必要と判断される基準については、国が定めた基準に上乘せを行い、それ以外の項目については、国が定める基準どおりとします。

◆ 上田市の現状

(1) 教育・保育施設

	内 訳	在園児数
認定こども園	地方裁量型・私立 1 園	36 人（H26.4.1 現在）
幼稚園	公立 2 園 私立 12 園	1,178 人（H26.5.1 現在）
保育所	公立 31 園 私立 10 園	3,592 人（H26.4.1 現在）
認可外保育施設	3 園	36 人（H26.4.1 現在）

(2) 地域型保育事業

	内 訳	在園児数
小規模保育	該当なし	
家庭的保育	該当なし	
居宅訪問型保育	該当なし	
事業所内保育	8 施設	定員 128 人 (H26.4.1 現在) (県把握数)